

## 補聴器外来設置等促進事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 補聴器外来設置等促進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年2月25日秋田県規則第4号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、補聴器外来の設置等につながる研修に参加する医師や補聴器適合検査施設の届出を行うための検査機材の導入等を行う医療機関に対し、かかる経費を助成することにより、補聴器が必要な高齢者等が適切な補聴器を購入できる環境整備を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、予算の範囲内において次に掲げる区分に従い交付するものとし、その補助率、補助基準額、対象経費、対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は別表のとおりとする。

#### (1) 医師に対する研修会参加経費の助成

補聴器外来の設置等につながる研修への参加や補聴器医療の専門的技術を習得する医師に対し、必要な経費を助成する。

#### (2) 医療機関に対する検査機材導入経費の助成

補聴器外来の設置に当たり、新たに補聴器適合検査施設の届出を行う医療機関に対し、施設基準を満たすための検査機材の導入又は更新を行う経費を助成する。

### (交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次により算定された額とする。

#### (1) 医師に対する研修会参加経費の助成

別表に定める補助基準額を交付額とする。

#### (2) 医療機関に対する検査機材導入経費の助成

ア 別表に定める補助基準額と同表に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に別表の補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。また、補助事業における消費税及び地方消費税相当額については、補助対象経費から除く。

### (交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

#### (1) 医師に対する研修会参加経費の助成

- ア この補助金を目的以外に使用してはならない。
- イ 補助事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算に基づく国等の負担又は補助（勤務先から旅費等を支給される場合を含む。）を受けてはならない。

(2) 医療機関に対する検査機材導入経費の助成

- ア この補助金を目的以外に使用してはならない。
- イ 補助事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- ウ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して指示を受けなければならない。
- エ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理することとし、その効率的な運用を図らなければならない。
- オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- キ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類をこの補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- ク 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算に基づく国等の負担又は補助を受けてはならない。

(事業計画)

第6条 第3条第1号に定める研修会参加経費の助成を受けようとする者は、事業計画書（様式第1号）を事前に知事に提出し、交付予定額の内示を受けるものとする。

(交付申請)

第7条 この補助金の交付申請は、次により行うものとする。

(1) 医師に対する研修会参加経費の助成

補助事業完了後1か月以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで  
に知事に対して交付申請書兼実績報告書（様式第2号）を提出するものとする。  
(2) 医療機関に対する検査機材導入経費の助成  
知事に対して交付申請書（様式第3号）を提出するものとする。

（変更承認申請）

第8条 この補助金の交付決定後に、事情の変更により申請内容を変更しようとするときは、前条に定める申請手続きに従って行うものとする。

（交付の決定）

第9条 知事は、前二条の申請があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、秋田県財務規則第248条の規定に基づき、補助金の交付の決定を行うとともに、交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

2 知事は、補助金を交付しないことを決定したときは、不交付決定通知書を速やかに申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助事業者（第3条第1号に定める研修会参加経費の助成を受ける者を除く。）は、補助事業完了後1月以内、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（補足）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。

附則

この改正は、令和6年4月10日から施行する。